

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

SAGA2024競技会を楽しむ環境づくり事業【ICT技術を活用した動画配信事業：AIカメラを活用したライブ配信の実施】

### 2 目的

佐賀県では、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下、「SAGA2024」という。）の選手の活躍を全国へ発信する取り組みとして、「全国で大会を観戦・応援できるSAGA2024正式競技のオンラインライブ配信（以下、「ライブ配信」という。）」を実施し、「すべての人に、スポーツのチカラを」の実現を目指している。

本事業では、ICT技術を効果的に活用し各会場の限られた撮影スペースにおける効率的な撮影・配信や競技フィールドを俯瞰した競技映像撮影に対応するべくAIカメラを活用したライブ配信を実施し、全国でSAGA2024を観戦・応援し「スポーツのチカラを」楽しむことができる大会の実現を目指す。

#### 【ICT技術を活用することで期待する効果】

#### 撮影スペースの最小化及びフィールド競技の俯瞰撮影を実現したライブ配信

本事業の撮影・配信対象となる各競技の会場は、撮影スペースが少なく、スタンド等がないため、フィールド競技の競技全体を把握する俯瞰撮影が困難な会場となる。

本事業でAIカメラを活用した撮影を行うことで、撮影スペースが少ない会場に対応するとともに、競技を高い位置から撮影した俯瞰映像によるライブ配信を実現する。

また、AIカメラの映像に加え、通常カメラ映像や実況・解説音声、テロップ等を活用することで、AIカメラを活用した魅力的な新たなスポーツ映像提供の実現を図る。

### 3 業務内容

#### (1) 本事業で対象となるSAGA2024正式競技のライブ配信を実施すること

ア 本事業の対象となるSAGA2024正式競技は次のとおりとする。

なお、詳細な日程・会場は別添1を参照すること。

区分	対象競技	配信数
国スポ	サッカー、ラグビーフットボール	24 配信
全障スポ	サッカー	2 配信

イ 対象となる会場で実施される試合は、全試合ライブ配信及び録画することとし、各競技の開会式及び表彰式・閉会式もライブ配信及び録画すること。

- ウ カメラ位置については、各競技会場に掲出される国スポパートナー看板が撮影できる位置とする必要があることから、SAGA2024実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）と協議すること。
- ※会場都合により国スポパートナー看板を表示できない場合は、スポンサーロゴをライブ映像の上下いずれかに常時表示させること。
- エ ライブ配信は次のプラットフォームにて実施するため、指定のサーバーurl 及びストリームキーを設定して配信を行うこと。
- ・国スポ：国スポチャンネル（日本スポーツ協会が運営する専用プラットフォーム）  
<https://japangamestv.japan-sports.or.jp/>  
<https://japangamestv.japan-sports.or.jp/kagoshima2023/>
  - ・全障スポ：YouTube チャンネル（SAGA2024国スポ・全障スポ）  
<https://www.youtube.com/@SAGA-jz4dc/playlists>
- オ 機材設営及び配信テスト（指定サーバーへの流し込み及び映像・音声チェック等）は原則前日実際の会場にて必ず実施し、テスト結果を事務局へ報告すること。なお、配信テストの方法は別途事務局より指定する（下記カの事前テスト含む）。
- カ ライブ配信当日の競技開始前の事前テストは、原則競技開始1時間30分前までに実施し、サーバーへの配信状態を確認し、事務局へ報告すること。
- キ 配信開始・終了の連絡を事務局へ行うこと。なお、配信開始及び終了時に必要となる操作方法等は別途事務局より指定する。
- ク 配信中は必ず実際の配信状況のモニタリング（映像・音声チェック等）を実施すること。
- ケ トラブルの発生時は、事務局を含む関係者とともに早期の回復・改善に努めることとし、トラブルの内容については速やかに報告書を作成し、事務局へ提出すること。
- コ 配信に不具合・トラブルなど生じた際は、修正した動画を、原則当日中にアップロードすること。
- サ 競技の順延、中止等が発生した場合は速やかに事務局へ連絡すること。
- シ その他、サーバー運営関係（プラットフォーム側の仕様等）及び各関係者との留意事項等は、調整中のため決定事項に従うこと。

## **(2) 競技撮影のメインカメラはAIカメラを活用して実施すること**

- ア 各競技会場の競技フィールド全体を俯瞰できるAIカメラをメインカメラとして活用して実施すること。
- イ SAGAサンライズパークボールフィールド北側AIカメラは施設常設のものを使用することとし、その他の会場は受託者にてAIカメラを準備して仮設設営すること。
- ※SAGAサンライズパークボールフィールド北側の施設常設AIカメラの使用については事務局及び施設管理者と調整すること。

会場	対象競技	AI カメラ想定
SAGA サンライズパークセカスタ	サッカー	受託者準備
SAGA サンライズパーク ボールフィールド 北	サッカー ラグビーフットボール	施設常設 AI カメラ ※Pixellot
SAGA サンライズパーク ボールフィールド 南	サッカー ラグビーフットボール	受託者準備
佐賀市健康運動センター サッカー・ラグビー場	サッカー	受託者準備
鳥栖スタジアム北部グラウンド A	サッカー	受託者準備
鳥栖スタジアム北部グラウンド B	サッカー	受託者準備
鳥栖市陸上競技場	サッカー	受託者準備

- ウ 機材や回線等のトラブル発生時に対応できるようバックアップ計画等の対応方針を事前に事務局と協議し計画書を事務局へ提出すること。

**(3) 競技状況及び選手・競技の魅力が分かりやすく、視聴者が楽しめる配信を行うとともに AI カメラを活用した魅力的な新たなスポーツ映像提供に取り組むこと。**

- ア より魅力的な映像とするため AI カメラとは別に有人カメラを活用しズーム映像等を効果的に切り替えながら配信すること。また、開会式及び表彰式・閉会式は原則有人カメラにて撮影すること。

- イ 次の内容を参考にテロップ等を活用した、より分かりやすい配信とすること。

対象競技	【参考】表示する内容
サッカー (国スポ・全障スポ)	・試合状況 チーム名、ユニフォームの色、得点、前半・後半、時間、 1 回戦や決勝戦等の進行表示
ラグビーフットボール	・試合状況 チーム名、ユニフォームの色、得点、前半・後半、時間、 1 回戦や決勝戦等の進行表示

- ウ 国民スポーツ大会サッカーの実況・解説は次の通り実施することとし、実施会場及び対象試合は事務局より指定する。なお、実況者に係る費用（謝金・旅費含む）は委託費の範囲内で受託者にて負担することとし、実況者の調整は受託者にて行うこと。  
※解説者は、事務局が佐賀市実行委員会と連携して別途調整するため、解説者に係る費用（謝金・旅費含む）は本委託費の範囲外とする。  
※解説者不在となる可能性もあるため、解説者不在の際は実況者のみでも競技状況・魅力等を分かりやすく伝えるように取り組むこと。

区分	対象競技	実況・解説を実施する種別・日程
国スポ	サッカー	成年女子：【3試合分】実施会場未定 9月22日1試合、9月23日1試合、9月24日1試合 少年女子：【3試合分】実施会場未定 9月21日1試合、9月22日1試合、9月23日1試合

エ 実況・解説の内容は受託者にて企画・調整・制作することとし、競技状況や選手・競技の魅力が分かりやすく視聴者が楽しめる内容とすること。

オ 国民スポーツ大会ラグビーフットボールの実況・解説は佐賀市実行委員会にて調整・準備するため連携することとし、佐賀市実行委員会が準備する実況・解説機材から実況・解説音声を取得し、本ライブ配信内で実況・解説が会場音声と合わせてクリアに視聴できるようにすること。なお、本実況・解説音声連携はラグビーフットボール全日程・全会場にて実施できるようにすること。

※佐賀市実行委員会がラグビーフットボールにて検討している実況・解説機材の参考：PlatCast（プラットフォームキャスト）

#### （４）配信ブース（カメラ位置含む）や実況・解説ブースは競技運営面に配慮した設営をおこなうこと

ア 競技運営面（観客含む）を最優先とする必要があることから、カメラ位置を含む配信ブースや実況・解説ブースの設営計画を事前に事務局と調整し承認を得ること。

※十分な設営スペースを確保できない会場も想定されるため、会場にあったブース設営を行うこと。

イ 屋内の諸室や運営テント等は競技運営上使用が難しいため、テント等の雨風対策は受託者にて準備し、各種環境・荒天時等（日光、気温、雨、風等）に対応できるようにすること。

※屋内の諸室や運営テント等が使用可能な場合は、施設管理者や会場地市町等と事務局にて調整する。

ウ 機材に必要な電源は受託者にて準備すること。

※会場電源が使用可能な場合は施設管理者や会場地市町等と事務局にて調整する。

エ 各競技会場の配信は原則光回線にて行うこととし、当該回線は受託者にて準備すること。ただし、光回線の敷設が困難な会場等においては、衛星回線又は異なる2キャリア以上の回線ボンディング機器等を使用し回線を確保することとし、本通信環境整備については委託費の範囲内で受託者にて準備すること。

#### （５）SAGA2024競技会動画配信コミュニティへ参画すること

※SAGA2024競技会動画配信を円滑かつ効率的に実施することを目的に、事務局及び各関係者、SAGA2024競技会動画配信各事業受託者間でコミュニケーション

ンや意見交換・助言等が行える「SAGA2024 競技会動画配信コミュニティ」を形成する。

- ア 「SAGA2024 競技会動画配信コミュニティ」は Slack をメインに設定し、Line@ のグループ及び携帯電話を活用した体制として事務局にて構築し管理する。

#### 4 委託業務期間

契約締結の日から令和6年(2024年)11月29日まで

※本業務委託の締結により、次年度以降の継続契約を約束するものではない。

#### 5 委託金額

上限額金 10,846 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 6 契約方法

プロポーザルによる随意契約

#### 7 成果報告

業務完了の際は、業務完了報告書を作成し、次のとおり成果を取りまとめて提出するものとする。

(1) 完了報告書

令和6年(2024年)11月29日までに報告すること。

(2) 成果品

SAGA2024 競技会を楽しむ環境づくり事業【ICT 技術を活用した動画配信事業：AI カメラを活用したライブ配信の実施】業務完了報告書 1 式

本事業で対象となる SAGA2024 競技会のライブ配信録画データ 1 式

※データ納品は mp4 形式で HDD 等へ保存して提出することとし、納品時に使用する記録メディアについても本委託費の範囲に含むものとする。

#### 8 委託料の支払い

完了払

#### 9 委託業務に当たっての留意点

(1) 業務実施体制

①本業務の全体推進管理を行う統括チームを編成し、責任者を複数選任すること。

※編成・選任イメージ：統括チーム(統括責任者1名、統括責任者補佐2名等)

②本業務を円滑に推進するため各業務部門を分担し責任者(必要に応じて補佐含む)を選

任すること。

③①の統括チーム及び②各業務部門責任者は、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のための事務局との協議・打合せや連絡調整を主体的に行うこと。

※業務実施体制図は別途作成すること。

(2) 関係機関との連携・協力・調整

必要に応じて関係機関（会場地市町、競技団体、国スポチャンネル管理者等）との連携・協力・調整を行うこと。

(3) 再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面による事務局の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 個人情報保護及び情報セキュリティ

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）その他の個人情報の保護等に関する法令、条例及び規程等を遵守しなければならない。

また、委託契約について、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

- ①業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
- ②受託業務目的以外の利用を禁止する。
- ③受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。
- ④業務従事者による個人情報保護の誓約。
- ⑤事故発生時の報告義務と報告手順の明確化。
- ⑥本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 権利の帰属等

- ①本委託業務を実施するに当たり、第三者（事務局及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- ②受託者が本委託業務において作成される成果品に関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は事務局に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ③受託者は、事務局に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、事務局より請求があったときは速やかに事務局の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- ⑤成果物（アーカイブ動画等）について、第三者が権利を有する著作物（以下「既

存著作物等」)が含まれる場合には、事務局と協議の上、当該既存著作物等の使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(6) その他

- ①本仕様書に定めのない事項や仕様変更等については、その都度事務局と協議して誠実に履行すること。なお、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と事務局が協議し決定するものとする。
- ②事務局が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- ③事務局から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- ④本委託業務仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本委託業務仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- ⑤本業務の遂行にあたり、受託者の責に帰すべき事由により事務局又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- ⑥受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- ⑦本事業に必要となる旅費（交通費・駐車場代・宿泊費等含む）等の諸費用は委託料の中に含まれるものとする。